

# 信州木材認証製品センター会員規程

(会 費)

第 1 条 会費については次表のとおりとする。

会 員 種 別	入 会 金	年 会 費
A・B種	30,000円 ・インデックス1枚とホームページ1Pを含む。 ・会員ホームページ追加 15,000円(5P以内) ・規格品への掲載を含む ・規格品以外への掲載10品目を含む。 追加1品目 1,500円(20品目以内) ・規格品以外の内外装品ページ追加 トップページ 15,000円/P、製品ページ 1万円(3P以内) ・A、B種の重複登録はできない。	A種会員 年50,000円 B種会員 年24,000円 (四半期毎または1年分一括)
C・D種	18,000円 ・インデックス1枚とホームページ1Pを含む。 ・インデックス追加1枚 3,000円(5枚以内) ・会員ホームページ追加 15,000円(5P以内)	年24,000円 (四半期毎または1年分一括)
E種	18,000円 ・インデックス1枚とホームページ1Pを含む。 ・会員ホームページ追加 15,000円(5P以内)	年24,000円 (四半期毎または1年分一括)

注1 重複(A・B種、C・D種及びE種の3つの区分で、区分がそれぞれ重複)して会員申し込みする場合、入会金は規定額によるが、年会費は規定の5割を別途の登録について納入する。

2 重複して会員申し込みできるのは同一法人に限る。

3 団体での申し込みはできない。

会 員 種 別	入 会 金	年 会 費
準会員	18,000円 ・インデックス1枚とホームページ1Pを含む。 ・インデックス追加1枚 3,000円(5枚以内) ・会員ホームページ追加 15,000円(5P以内)	年50,000円 (四半期毎または1年分一括)

(会員の要件)

第 2 条 会員の要件については次のとおりとする。

- (1) A種 信州木材製品認証工場である者。  
【その他の要件】: 加入にあたっては信州木材製品認証実施要領に基づき審査する。
  - (2) B種 信州木材製品の流通・販売を主たる業とする者。  
信州木材製品認証制度による認証製品を取り扱うこと。  
【その他の要件】: 認証工場以外の製品加工・販売を主たる業とする者。  
: 加入にあたって提出された書類を審査する。
  - (3) C種 県内で信州木材製品による建築設計を業とする者。  
【その他の要件】: 加入にあたって提出された書類を審査する。
  - (4) D種 県内で信州木材製品による施設の施工を業とする者。  
【その他の要件】: 加入にあたって提出された書類を審査する。
  - (5) E種 県内の森林所有者を含む信州木材製品の生産・販売を主たる業とする者  
【その他の要件】: 森林所有者、素材生産業者、森林組合、森林管理署等で加入にあたって提出された書類を審査する。
- 2 準会員の要件は、県外において信州木材認証製品を製造する者とする。なお、加入にあたって提出された書類を審査する。

(会員、準会員申し込み)

第 3 条 会員、準会員申し込みについては次のとおりとする。

- (1) 製品センターの会員又は準会員になろうとするものは別に定める加入申込書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。
- (2) 加入申し込みの承認がされた会員、準会員は別に定める会費納入通知書により、4 半期毎または年間分をすみやかに会費を納入する。
- (3) 会員、準会員の申し込みは 1 年毎の 4 半期単位とし、その 4 半期が始まる 1 ヶ月前までに加入申込書を提出する。

(特別会員)

第 4 条 特別会員は次のとおりとする。

- (1) 製品センターの主旨に賛同する団体。
- (2) 情報センター設立当初の構成団体。
- (3) 認証センター解散時の構成員。

(特別会員の申し込み)

第 5 条 特別会員の申し込みについては次のとおりとする。

- (1) 第 4 条(2)(3)以外の団体で、製品センターの特別会員になろうとするものは別に定める加入申込書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。
- (2) 特別会員の拠出金は 30,000 円とする。

(情報の登録)

第 6 条 情報の登録については次のとおりとする。

- (1) 加入にあたって会員は別に定める製品センターがインターネットで公開する情報を登録・更新をするものとする。
- (2) 登録した情報は製品センターが所有するものとする。
- (3) 製品センターの目的に反する情報の登録があったと思慮される場合、役員会の決定を経て、正当な情報であることが証明されるまでの期間、登録を削除することができる。
- (4) 登録情報の内容及びそれに基づく商取引において紛争が発生した場合、情報提供者である会員が当事者間でその解決にあたるものとする。

(脱会)

第 7 条 会員、準会員及び特別会員が脱退しようとするときは書面によってその旨を申し出なければならない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員、準会員及び特別会員は、次の各号に掲げる事由に該当したとき、会員としての資格を失うが、納入された会費及び拠出金は返還しない。

- (1) 解散したとき。
- (2) 脱退の申し出があったとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第 9 条 会員、準会員が製品センターの目的に反した情報の提供等によって名誉をき損し、この規約に反する行為をしたときは、総会の議決を経て除名することができる。

(登録内容の変更)

第 10 条 会員、準会員は、加入申込書に記載した事項に変更があったときはすみやかにその旨を届け出なければならない。

附 則

1 この規約は平成 16 年 5 月 19 日から施行する。

一部改正 平成 18 年 5 月 19 日

(参考)統合した規約

信州木材製品流通・情報センター会員規程(平成 14 年 11 月 8 日 施行)